

セムコトヲ期スルト同時ニ吾人同志ノ團結ヲ堅クシ各地相呼應シテ吾人ノ主張ヲ徹底スルニ努メ民業ノ大主義ヲシテ一點ノ懸念ナキニ至ラシメムトス同憂ノ士乞フ來リテ吾人ト事ヲ共ニセラレムコトヲ

### 第三款 鹽專賣ノ計畫

鹽ニ對シ課稅ヲ爲シ又ハ鹽ノ專賣ヲ爲セルハ海外諸國ニ於テ其ノ事例乏シカラス然ルニ鹽其ノ物カ人世必需品タルノ故ヲ以テ之ニ對シ國庫ノ收入ヲ圖ルハ(一)貧富一樣ノ負擔トナリ義務ト負擔方トノ權衡ヲ得サルコト(二)各人一般ニ其ノ生活費ヲ增加スルコト(三)生産費ノ增加ヲ免カレサルコト(四)對外貿易ニ於テ競争上不利益ノ地位ニ立ツヘキコト等種々ノ不利益多キニ依リ之ヲ非トスル者アルモ又一面ニハ(一)各人ノ消費高極メテ少量ニシテ之ニ對スル負擔ハ甚シキ苦痛ヲ與ヘサルコト(二)財政上ノ便益トシテ其ノ收入ヲ得ルコト確實ナルコト等ノ利アリテ古來財政家カ之ニ依リ歲入増加ヲ圖リタル所以蓋シ此ニアルヘク必スシモ直ニ之ヲ非認スヘキニ非サルナリ大藏省主稅局ニ於テハ此ノ見ヲ持シ明治三十五年以來財源調査トシテ鹽ニ對スル調査研究ヲ爲シツツアリ農商務省當局ニ在リテハ之ヲ以テ專賣ト爲シ鹽業保護ノ一案ト爲セルコトハ前章述フル處ノ如シ此ノ時ニ方リ東洋ノ平和忽チ破レ日露隙ヲ構フルニ至リ愈々歲入増加ヲ要スルニ至リシヲ以テ鹽ニ對シ收入ヲ求ムルヲ適當ト認メ其ノ急需ニ應スル爲メ課稅ヲ採ラムトシタルハ前記セルカ如シ

然ルニ帝國議會議決ノ結果課稅收入ニ於テ必要ナキニ至リタルヲ以テ竟ニ課稅ヲ見ルニ至ラサリシモ戰局ハ次第ニ開展シテ次年度ニ於ケル軍費ハ少クトモ五億萬圓内外ヲ豫想セサルヘカラスルニ至リ必スヤ新ニ財源ヲ求ムルノ要アリテ鹽ニ對シ收入ヲ求メサルヘカラサルニ至レリ然

ルニ課税ト爲スヘキカ專賣ト爲スヘキカハ續テ起ルヘキ議論ノ衝點ニシテ之ニ關シテハ主稅局ハ農商務當局ノ意見ヲ求メ之ヲ事業ノ現狀ニ照シ制度ノ利害ニ鑑ミ且ハ財政上ノ必要ヲ稽ヘ專賣制度ヲ採ルヘキハ時宜ニ適セルモノナルコトヲ認メタルヲ以テ鹽專賣實施計畫要領ヲ立案シ根本方針ニ付省議ニ付シタルニ專賣施行ノ結果消費者ハ臺灣鹽ヲ購求スルニ内地鹽ト同一値段ヲ以テセサルヘカラサルコトナリ且臺灣ノ鹽業ヲ阻礙スルニ至リ專賣存在ノ最大要件ヲ缺クヲ以テ内地ト臺灣トノ關係ニ於テ未タ鹽專賣ヲ施行スルノ時機ニ非ストノ論アリシモ財源供給ノ一方法トシテ鹽專賣ノ遂行ハ適當且避クヘカラサルモノト認ムルニ至レリ

愈鹽專賣ヲ實施スルトセハ多大ノ準備ヲ要スルアリ之カ計畫上豫メ其ノ大體ニ付閣議ノ決定ヲ求メ置クヲ順序上便宜ナリトシ左ノ通閣議ヲ要求シタリ

### 祕第七八八號

日露戰爭ハ二大帝國カ其ノ國運ヲ賭スルノ大事變ナルヲ以テ容易ニ其ノ終局ヲ見ルコト能ハサルヘク明年ニ於テモ尙戰爭ノ繼續スヘキコトハ素ヨリ覺悟セサルヘカラサル事ニ屬スルカ故ニ之ニ要スル軍事費ノ供給ニ付テハ豫メ之カ計畫ヲ立テ置カサルヘカラス

明治三十七年度追加豫算ハ本年四月ヨリ十二月ニ至ル九箇月間ニ於テ要スル軍事費トシテ三億八千萬圓ヲ掲上シタリ之ヲ以テ推算スルトキハ明年一月ヨリ十二月ニ至ル一年間ニ要スル軍事費カ五億萬圓前後ヨリ下ラサルヘキハ想像スルニ足ル而シテ此ノ軍事費ニ對シテハ第二十議會ノ協贊ヲ得タル増稅收入及煙草專賣益金カ其ノ一部ヲ供給スヘキコト勿論ナリト雖増稅收入及煙草專賣益金ノ増加ハ其ノ額合シテ一億萬圓ニ足ラサルヲ以テ差引四億萬圓前後ノ金額ハ新ニ其ノ財源ヲ求メテ之ニ充當セサルヘカラス

四億萬圓ト謂フカ如キ巨額ノ財源ハ素ヨリ公債一時借入金等ノ如キ臨時收入ニ向テ之ヲ求メ

サルヘカラスト雖其ノ一部ハ復之ヲ租稅專賣等ノ如キ經常收入ニ求ムルコト財政上策ノ得タルモノト爲ス假ニ必要ナル財源ノ全部之ヲ公債一時借入金等ノ如キ臨時收入ニ賴リテ供給スルモノトスルモ公債ヲ募リ一時借入金ヲ爲スニハ必ス其ノ利息及償還金ニ充ツヘキ歲入ヲ有セサルヘカラサルヲ以テ四億萬圓ノ公債一時借入金ニ對シテハ少クトモ三千萬圓ノ經常歲入ヲ増加シ置カサルヘカラスト故ニ明治三十八年度ノ財政計畫ヲ立ツルニ當テハ租稅專賣等ノ經常收入ニ於テ最低限三千萬圓ノ增收ヲ求ムルノ必要アルコトハ豫メ之ヲ認メサルコトヲ得ス大藏省ニ於テハ目下各種ノ財源ヲ調査シ其ノ利害得失ヲ研究シツツアルヲ以テ本大臣ハ計畫ノ熟スルト共ニ早晚成案ヲ具シテ閣議ノ決定ヲ請ハムトス而シテ其ノ成案中ノ一トシテ必ス鹽專賣法案ヲ提出セサルヲ得サルコトハ本大臣カ今ヨリ確言シテ憚ラサル所ナリ然ルニ專賣ノ實行ナルモノハ多大ノ準備ヲ要シ特ニ鹽ノ如ク年中生産セラルルモノニシテ而カモ其ノ消費カ全國一般ニ互ルモノノ專賣ニ付テハ豫メ施設經營スヘキモノ極メテ多シ而シテ其ノ施設經營タルヤ相當ノ經費ヲ要スルヲ以テ計畫成ルノ後閣議ニ於テ多大ノ變更ヲ加ヘラルルトキハ既往ノ施設經營ノ爲ニ費シタル金額ハ全ク水泡ニ歸スルコトナキヲ保セス故ニ本大臣ハ諸種ノ準備ニ著手スルニ先チ豫メ大體ノ方針ニ付閣議ノ決定ヲ得之ニ依リテ準備的施設經營ニ移ルヲ以テ事ノ順序ヲ得タルモノニシテ而カモ最モ便宜ニ適スルモノト認メタリ別紙鹽專賣計畫要領ナルモノハ調査ノ進行ニ依リ多少變更ヲ加フル所ナキ能ハサルヘキモ大體ニ於ケル方針ハ約シテ記述セラレアリト信スルヲ以テ茲ニ之ヲ閣議ニ提出シ之ニ依リ鹽專賣計畫ノ大體方針ニ關スル閣議ノ決定ヲ請フ

明治三十七年五月十日

大藏大臣 男爵曾禰荒助

内閣總理大臣伯爵桂太郎殿

鹽專賣計畫要領

第一 專賣制度ノ運用

- 一 鹽專賣ハ收入ヲ目的トス
- 二 鹽專賣事務ハ大藏省ニ專屬ス隨テ專賣實施準備事務モ亦全然大藏省ノ經營ニ任スヘキコト
- 三 專賣實施準備ノ事務ハ主稅局ニ於テ之ヲ行フコト
- 四 專賣ハ明治三十八年六月一日ヨリ施行スルコト
- 五 沖繩縣ニハ專賣法ヲ施行セサルコト
- 六 北海道ハ目下鹽田ナキヲ以テ施行地ト爲シタル上製造許可區域外トスルコト
- 七 伊豆七島、小笠原島、鹿兒島縣離島等ハ鹽田ノ有無ヲ調査シ目下鹽田ナケレハ施行地ト爲シタル上製造許可區域外トスヘク若シ目下鹽田アレハ不施行地トスルコト
- 八 專賣ノ方針ハ大體ニ於テ内地鹽田特ニ十州鹽田ノ產鹽ヲ基礎トシ其ノ足ラサル所又ハ其ノ適セサル所ニ限り臺灣鹽又ハ外國鹽ヲ使用セシムルモノトシテ經營スルコト
- 九 專賣法實施後ノ專賣機關ハ東京ニ專賣局ヲ置キ全般ノ畫策經營ヲ爲サシメ主要產地ニ支局ヲ置キ收納賣渡ノ事務ヲ扱ハシメ支局ト隔絶シタル地方ニハ適當ノ場所ニ支局出張所ヲ置キ地方ヲ限り支局ノ行フヘキ事務ヲ行ハシム
- 十 出張所ハ特設ノモノト他官廳ヲ利用スルモノトノ二ニ分チ特ニ設置スル必要アル場所ノ外ハ稅務署内ニ出張所ヲ置キ所長ハ署長ヲシテ兼務セシメ所員ハ出來得ル限りハ稅務屬ヲシテ兼務セシメ其ノ足ラサル所ニ在リテノミ專任者ヲ置ク
- 十一 數次定員減少ノ結果目下既ニ過度ノ勞務ニ服シアル稅務署員ヲシテ更ニ他ノ事務ヲ兼

任セシムルハ忍ヒ難キ所アルモ專任者ヲ置クコトヨリ生スル鹽專賣經費ノ増大ヲ避クル爲メ已ムヲ得ス此ノ如キ計畫ヲ立ツルモノナルカ故ニ兼任者ニハ兼任手當ヲ給スルコトト爲スコト

十二 産額ノ極メテ少キ地方ニ在テハ專賣法施行上政府ハ現物ノ受授ヲ爲サス一方ニ於テハ製造人ヲシテ鹽ヲ製造スルニ從テ其ノ數量ヲ届出置カシメ他ノ一方ニ於テハ政府ハ賣渡請求者ノ申出ニ依リ之ヲシテ代金納付ノ後當該官吏立會ノ上政府ノ指定シタル製造人ニ就テ請求數量ヲ受取ラシメ之ト同時ニ製造人ニ對シテハ其ノ引渡シタル數量ニ對スル賠償金ヲ交付スルノ便法ヲ開クコト

十三 鹽專賣ノ爲メニハ特別會計ヲ設クルコト

## 第二章 建物

一 專賣法案ヲ第二十一議會ニ提出スルモ其ノ可決ハ一月下旬以前ニ在ルコト能ハサルヘシ一月下旬ヨリ六月一日迄ニ廳舎倉庫等ヲ建築スルコト能ハサルヘキヲ以テ一時民屋ノ借入ヲ爲スコト

二 地方ニ依リテハ民屋ノ借入ルヘキモノナキ處アルヘシ此ノ如キ地方ニ限り假建築ヲ爲シ一時ノ間ニ合ハスルコト

三 專賣制度ニシテ永久ノモノナル以上ハ畢竟借屋又ハ假建物ニテ用ヲ辨スルコト能ハス依テ新營計畫ヲ定メ若干年ノ繼續事業トシ工事ヲ完成スルコト

四 第二項及第三項ノ工事ニ關シテハ臨時煙草製造準備局建築部ヲシテ之ニ當ラシムルコト

## 第三章 製造

一 製造人ヲシテ年度開始前毎年度各月ノ製鹽見込高ヲ届出テシムルコト

## 第二章 專賣法ノ制定

- 二 前項届出高ニシテ生産過多ト認ムルトキハ之カ變更ヲ命スルコト
- 三 製造人ハ前二項ニ依リ確定シタル製造見込高ヲ月別ニ完製スルノ義務ヲ負フコト但シ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ見込高ヲ變更スルヲ得ルコト
- 四 製造人カ正當ノ事由ナクシテ完製ノ義務ヲ履行セサルトキハ相當ノ賠償金ヲ徴スルヲ得ルコト

第四 收納及賠償

- 一 鹽ヲ納付スルニハ必スシモ包裝ヲ施スコトヲ要セサルコト
- 二 鹽ノ數量ハ斤數ヲ以テ單位トシ斤以下ハ切捨トスルコト
- 三 鹽ハ左ノ標準ニ依リ等級ヲ定ムルコト
  - イ 鹽化曹達ノ百分比例
  - ロ 水ノ百分比例
  - ハ 水以外ノ夾雜物ノ百分比例
- 四 賠償金ハ全國ヲ相當區劃ニ分チ各等級毎ニ之ヲ定ムルコト
- 五 賠償金額ハ毎年度ヲ左ノ四期ニ分チ其ノ前月迄ニ之ヲ定メ天候等ニ依リ之ヲ變更セサル

コト

- 第一期 四月乃至六月
- 第二期 七月乃至九月
- 第三期 十月乃至十二月
- 第四期 一月乃至三月

第五 貯藏

- 一 貯藏中ハ包裝ヲ施ササルコト
- 二 貯藏ハ等級ニ依リ區分セス混同シテ之ヲ爲スコト但シ必要アレハ二種又ハ三種ニ分チ貯藏スルモ其ノ種別ハ必スシモ賠償金ノ等級ニ依ラサルコト

## 第六 賣渡

- 一 賣渡ノ請求アルトキハ鹽ニ包裝ヲ施スコト但シ包裝ヲ施ササルモノノ賣渡ヲ請求シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 包裝ハ取敢ヘス内地製鹽地方ニ行ハレタルモノニ付其ノ最モ適當ト認ムル方法ニ依ルコト但シ相當ノ包裝ヲ研究シ漸次改良スルコト
- 三 賣渡代價ハ凡ソ左ノ金額ヲ合算シテ之ヲ定ムルコト但シ包裝ヲ施ササルモノニ付テハ(ロ)ノ費用ヲ加ヘス
  - イ 賠償金額(賣渡時期ニ於ケル品質相當ノ賠償金額ニシテ事實ノ賠償金額ニ非ス)
  - ロ 包裝費(豫メ一定シ置クモノトス)
  - ハ 專賣利益金
- 四 賣渡代價ハ全國ヲ相當區劃ニ分チ之ヲ定ムルコト
- 五 賣渡代價ハ賠償金額ヲ更定スル毎ニ之ヲ更定スルモ天候等ニ因リ之ヲ變更セサルコト
- 六 外國ニ輸出シ又ハ法定ノ用途ニ供スル鹽ニ付テハ特別ノ代價ヲ以テ賣渡スコト
  - イ 外國輸出ノモノニ付テハ第三項(ハ)ノ專賣利益金ヲ付セス
  - ロ 法定ノ用途ニ供スルモノニ付テハ第三項(ハ)ノ專賣利益金ヲ減額ス
- 七 前項ノ鹽ニ付テハ相當ノ取締法ヲ立ツルコト
- 八 鹽賣買業者ニ非サレハ鹽ノ賣渡ヲ受クルヲ得サルコト但シ第六項ノ鹽ニ付テハ當該營業

者ハ賣渡ヲ受クルヲ得ルコト

九 鹽賣買業者ハ政府ノ免許ヲ受ケシムルモ其ノ資格ハ之ヲ制限セサルコト

十 鹽賣買業者ヨリハ免許料ヲ徴セサルコト

十一 鹽ハ前金ニ非サレハ賣渡ヲ爲ササルコト

十二 先物ノ賣渡ヲ契約セサルコト

第七 回送

一 鹽ハ成ルヘク回送ヲ爲サス其ノ地ニ於テ賣渡ノ方針ヲ採ルコト

第八 輸入

一 外國鹽ハ豫メ輸入シ置カス需要者ノ申出ヲ待テ之ヲ輸入スルコト

二 輸入ハ當分ノ内輸入業者ノ手ヲ經テ之ヲ爲スコト

三 臺灣鹽ハ豫メ必要ノ數量ヲ見計ヒ臺灣專賣局ニ注文シテ之ヲ移入スルコト

右提議ニ對シテハ農商務大臣ニ於テ大體ニ付異議ナキモ計畫要領第四第五其ノ他施行上ノ細目ハ大藏農商務兩省ニ於テ協議ノ上決定スルヲ要スル旨意見アリ閣議ニ於テハ其ノ意見ヲ採容スルコトニ併セテ決定シ左ノ通達アリタリ

內閣批第一六九號

明治三十七年五月十日官房祕第七八八號

鹽專賣計畫ノ大體方針ニ關スル件請議ノ通

明治三十七年五月十八日

內閣總理大臣 伯爵桂 太郎

然ルニ施行準備ニ關シ一々農商務省へ協議スルハ其ノ進行上遲滯ヲ免カレサルノミナラス本計



畫事體カ收入ヲ目的トスルモノナルヲ以テ閣議決定ノ方針ニ則リ大藏省ニ於テ專ラ諸般ノ準備ヲ進行シ法律案完成後ニ於テ合議スルコトニ省議ヲ決シタルト共ニ準備調査上ニ付兩省間ニ於ケル意思ノ疏通ニカムルコトヲ期シ大藏省ニ於テ農商務省技師奧健藏同下啓助ニ鹽制ニ關スル調査ノ囑託ヲ爲シ爾來大藏書記官若槻禮次郎同松本重威ハ該囑託員ト相會シ審議ヲ盡シタリ而シテ其ノ結果右計畫要領中多少ノ變更ヲ加フルヲ可トシ明治三十七年七月十五日左ノ通協定シ計畫中多少變更ヲ爲シ調査ヲ進行スルコトト爲シタリ

### 鹽專賣實施計畫要領

#### 第一 專賣制度ノ運用

- 一 鹽專賣ハ收入ヲ目的トス
- 二 鹽專賣事務ハ大藏省ニ專屬ス隨テ專賣實施準備事務モ亦全然大藏省ノ經營ニ任スヘキコト
- 三 專賣實施準備ノ事務ハ主稅局ニ於テ之ヲ行フコト
- 四 專賣ハ明治三十八年六月一日ヨリ施行スルコト
- 五 沖繩縣ニハ(離島ヲ除ク)專賣法ヲ施行スルコト
- 六 北海道ニハ專賣法ヲ施行スルコト
- 七 伊豆七島、小笠原島、鹿兒島縣離島(大島ヲ除ク)等ハ鹽田ノ有無ヲ調査シ目下鹽田ナケレハ施行地ト爲シタル上製造許可區域外トスヘク若シ目下鹽田アレハ不施行地トスルコト
- 八 專賣ノ方針ハ大體ニ於テ内地鹽田特ニ十州鹽田ノ產鹽ヲ基礎トシ其ノ足ラサル所又ハ其ノ適セサル所ニ限り臺灣鹽又ハ外國鹽ヲ使用セシムルモノトシテ經營スルコト
- 九 專賣法實施後ノ專賣機關ハ東京ニ專賣局ヲ置キ全般ノ畫策經營ヲ爲サシメ主要產地ニ支

局ヲ置キ收納賣渡ノ事務ヲ扱ハシメ支局ト隔絶シタル地方ニハ適當ノ場所ニ支局出張所ヲ置キ地方ヲ限り支局ノ行フヘキ事務ヲ行ハシム

十 出張所ハ特設ノモノト他官廳ヲ利用スルモノトノ二ニ分チ特ニ設置スル必要アル場所ノ外ハ稅務署内ニ出張所ヲ置キ所長ハ署長ヲシテ兼務セシメ所員ハ出來得ル限りハ稅務屬ヲシテ兼務セシメ其ノ足ラサル所ニ在リテノミ專任者ヲ置ク

十一 數次定員減少ノ結果目下既ニ過度ノ勞務ニ服シアル稅務署員ヲシテ更ニ鹽專賣事務ヲ兼任セシメルハ忍ビ難キ所アルモ專任者ヲ置クコトヨリ生スル鹽專賣經費ノ増大ヲ避クル爲メ已ムヲ得ス此ノ如キ計畫ヲ立ツルモノナルカ故ニ兼任者ニハ兼任手當ヲ給スルコトト爲スコト

十二 産額ノ極メテ少キ地方ニ在テハ專賣法施行上政府ハ現物ノ受授ヲ爲サス一方ニ於テハ製造人ヲシテ鹽ヲ製造スルニ從テ其ノ數量ヲ届出テ置カシメ他ノ一方ニ於テハ政府ハ賣渡請求者ノ申出ニ依リ之ヲシテ代金納付ノ後當該官吏立會ノ上政府ノ指定シタル製造人ニ就テ請求數量ヲ受取ラシメ之ト同時ニ製造人ニ對シテハ其ノ引渡シタル數量ニ對スル賠償金ヲ交付スルノ便法ヲ開クコト

十三 鹽專賣ノ爲メニハ特別會計ヲ設クルコト

## 第二 建物

一 專賣法案ヲ第二十一議會ニ提出スルモ其ノ可決ハ一月下旬以前ニ在ルコト能ハサルヘシ一月下旬ヨリ六月一日マテニ廳舎倉庫等ヲ建築スルコト能ハサルヘキヲ以テ一時民屋ノ借入ヲ爲スコト

二 地方ニ依リテハ民屋ノ借入ルヘキモノナキ處アルヘシ此ノ如キ地方ニ限り假建築ヲ爲シ

一時ノ間ニ合ハスルコト

三 專賣制度ニシテ永久ノモノナル以上ハ畢竟借屋又ハ假建物ニテ用ヲ辨スルコト能ハス依テ新營計畫ヲ定メ若干年繼續事業トシ工事ヲ完成スルコト

四 第二項及第三項ノ工事ニ關シテハ臨時煙草製造準備局建築部ヲシテ之ニ當ラシムルコト

### 第三 製造

一 新ニ製造出願シタル者ニハ不許可ヲ爲スコトヲ得ルコト

二 製造者ニ對シ翌年度ノ生産高ヲ政府ヨリ命令スルコトヲ得ルコト

三 製造超過ト認メタルトキハ製造ヲ中止セシムルコトヲ得ルコト

四 製造人カ正當ノ事由ナクシテ見込生産高ヲ完製スル義務ヲ履行セサルトキハ相當ノ賠償金ヲ徵スルヲ得ルコト

### 第四 收納及賠償

一 自家用ニ供スル鹽ハ收納セサルコト

二 鹽ヲ納付スルニハ包裝ヲ施サシムルコト

但シ特ニ包裝ナキ鹽ノ收納ヲ行フコトアルヘシ

三 鹽ノ數量ハ重量ニ依リ計算ス

四 鹽ハ左ノ標準ニ依リ等級ヲ定ムルコト

イ 鹽化曹達ノ百分比例

ロ 水ノ百分比例

ハ 夾雜鹽類ノ百分比例

## 第二章 專賣法ノ制定

ニ 泥砂其ノ他不溶解性夾雜物ノ百分比例

五 賠償金ハ全國ヲ相當區劃ニ分チ各等級毎ニ之ヲ定ムルコト

六 賠償金額ハ毎年一回之ヲ定メ天候等ニ依リ之ヲ變更セサルコト

第五 貯藏

一 包裝ヲ施シタルモノハ包裝ノ儘包裝セサルモノハ包裝セスシテ貯藏スルコト

二 包裝セシモノヲ貯藏スルハ等級ニ依リ區分セス混同シテ之ヲ爲スコト但シ必要アレハ二

種又ハ三種ニ分チ貯藏スルモ其ノ種別ハ必スシモ賠償金ノ等級ニ依ラサルコト

第六 賣渡

一 賣渡代金ハ凡ソ左ノ金額ヲ合算シテ之ヲ定ムルコト

但シ包裝セサルモノニ包裝ヲ爲シタルトキノ包裝費ノミ合算スルモノトス

イ 賠償金額(賣渡時期ニ於ケル品質相當ノ賠償金額ニシテ事實ノ賠償金額ニ非ス)

ロ 專賣利益金

二 專賣代價ハ全國ヲ相當區劃ニ分チ之ヲ定ムルコト

三 賣渡代價ハ賠償金額ヲ更定スル毎ニ之ヲ更定スルモ天候等ニ因リ之ヲ變更セサルコト

四 外國ニ輸出シ又ハ法定ノ用途ニ供スル鹽ニ付テハ特別ノ代價ヲ以テ賣渡スコト

イ 外國輸出ノモノニ付テハ第一項專賣利益金ヲ付セス

ロ 法定ノ用途ニ供スルモノニ付テハ第一項專賣利益金ヲ減額ス

五 前項ノ鹽ニ付テハ相當ノ取締法ヲ立ツルコト

六 鹽賣買業者ニアラサレハ鹽ノ賣渡ヲ受クルヲ得サルコト但シ第四項ノ鹽ニ付テハ當該營

業者ハ賣渡ヲ受クルヲ得ルコト(鹽ノ賣渡ニ付テハ賣渡請求者ヲ制限スルト賣渡高ヲ制限

スルトノ二者得失ヲ研究スルコトヲ留保ス

七 鹽賣買業者ハ政府ノ免許ヲ受ケシムルモ其ノ資格ハ之ヲ制限セサルコト

八 鹽賣買業者ヨリハ免許料ヲ徴セサルコト

九 鹽ハ前金ニアラサレハ賣渡ヲ爲ササルコト

十 先物ノ賣渡ヲ契約セサルコト

### 第七 廻送

一 鹽ハ成ルヘク廻送ヲ爲サス其ノ地ニ於テ賣渡ノ方針ヲ採ルコト

### 第八 輸入

一 外國鹽ハ豫メ輸入シ置カス需要者ノ申出ヲ待テ之ヲ輸入スルコト

二 輸入ハ當分ノ内輸入業者ノ手ヲ經テ之ヲ爲スコト

三 臺灣鹽ハ豫メ必要ノ數量ヲ見計ヒ臺灣專賣局ニ注文シテ之ヲ移入スルコト

準備ノ第一著手トシテ明治三十七年五月各稅務監督局ヲシテ左記事項ヲ調査セシメタリ

一 各產地ニ於ケル鹽田段別竈數製鹽場數及產鹽高明治三十四年以下三箇年分ヲ調査セシム

一 各月別產鹽高

一 百斤當製鹽損益

一 鹽卸賣及小賣價格

一 各產地ニ於ケル產鹽者ノ賣渡價格

一 天候ト生産費及鹽價トノ變動

一 鹽貯藏方法及貯藏減量歩合

一 鹽包裝方法及包裝費

一 特別用途鹽ノ數量及其ノ買受方

一 鹽取引所賣渡高

一 鹽卸賣及小賣人員

一 各產鹽地ヨリ鹽仕向先及其ノ數量

一 鹽賣買業者間ニ於ケル鹽ノ等級定メ方及等級鑑定方法

一 鹽賣買ノ慣例

一 各產鹽地ノ所在地圖

一 產鹽ノ標本

一 藩制時代ニ於ケル鹽制ノ有無其ノ起源竝制度ノ大要

一 鹽ヨリ生スル苦汁ノ割合其ノ用途價格竝貯藏方法

右ノ外稅關及臺灣總督府ニ照會シテ左ノ事項ヲ調査セリ

一 外國鹽ノ用途及内地輸入高竝價格

一 臺灣鹽ノ用途及内地移入高竝價格

而シテ一方ニハ本省ヨリ吏員ヲ各地ニ分派シ他ノ財源調査ト共ニ實地ニ付左ノ事項ヲ調査セシメタリ

一 機關配置ノ適否(腹案省略)

一 支局又ハ出張所ト定ムヘキ場所ニ收納スヘキ鹽ノ數量

一 廳舎、倉庫ノ借入ルヘキモノノ有無

一 現場賣買ヲ許スヘキ場所ヲ定ムルコト

一 現場賣買ノ場合ニ於テハ數量ハ如何ニシテ之ヲ査定スルヤ

一 各產地ニ於テ鹽ノ品質ヲ鑑別スル方法

一 各產地ノ鹽ノ消費セラルヘキ地方

一 鹽業組合ト製鹽者及販賣者トノ關係

一 專賣實施後利用スルコトヲ得ヘキ機關(例ハ鹽業組合、問屋仲買人等ノ目下ノ取引ヲ調査シ現場賣買ノ便利ヲ計ル如シ)

一 天候ト鹽ノ生産費及價格トノ關係

一 季節ト鹽ノ生産費及價格トノ關係

一 鹽ノ貯藏方法

一 鹽ノ包装

一 鹽取引ノ慣例

而シテ準備ニ關スル調査要目ヲ左ノ如ク定メ調査ニ著手シタリ

#### 鹽專賣實施準備要目

一 製鹽地ヲ調査スルコト

イ 鹽田及製鹽所所在地ヲ調査スルコト

ロ 各地製鹽高ヲ月別ニ調査スルコト

ハ 現物ヲ政府ニ納付セシムル場所ト之ヲ保管セシメ其場ニ就テ賣渡ヲ爲ス場所トヲ區別スルコト

二 支局及出張所ヲ設クヘキ場所ヲ選定スルコト

イ 支局ヲ置クヘキ場所ヲ定ムルコト

ロ 特設出張所ヲ置クヘキ場所ヲ定ムルコト

ハ 兼管出張所ヲ置クヘキ場所ヲ定ムルコト

三 各支局及出張所ニ要スル土地建物ヲ調査スルコト

イ 鹽ノ重量ト其ノ容積トノ割合ヲ調査スルコト

鹽一石當ハ何斤ニ相當スルカノ試験ヲ爲スコト

ロ 各支局及出張所ニ收納スヘキ鹽ノ數量ヲ調査スルコト

收納鹽ノ内常時貯藏數量ヲ調査スルコト

ハ 各支局及出張所ニ於ケル廳舎及倉庫ニ要スル土地及建物ノ坪數ヲ定ムルコト

四 支局及出張所ヲ設置スヘキ場所ニ於テ應急必要ノ建物ヲ準備スルコト

イ 廳舎トシテ借入ルヘキ民屋ノ有無ヲ調査シ其ノ借入料ヲ概定スルコト

ロ 倉庫トシテ借入ルヘキ民屋ノ有無ヲ調査シ其ノ借入料ヲ概定スルコト

ハ 借入ルヘキ民屋ナキ場所ニ於テハ假建築ヲ爲スヘキ土地ヲ調査シ假建築ノ費用ヲ概定スルコト

ニ 假建築ニ付テハ製圖其ノ他内部ニ於テ爲スヘキ一切ノ準備ハ法律成立前ニ之ヲ爲シ法律成立シタルトキハ直チニ外部ニ對シ之ヲ實行スルコト

五 新營計畫ヲ立テ之カ完成ヲ計ルコト

イ 鹽ノ收納貯藏等ニ適スル建物ノ構造ヲ調査スルコト

ロ 新營ヲ爲スヘキ地方ニ於ケル土地其ノ他ノ物件ノ價格及勞銀等ヲ調査シ新營費ヲ豫算スルコト

ハ 經費及人力ノ許ス範圍内ニ於テ年限ヲ定メ建築計畫ヲ立ツルコト

六 鹽ノ等級ヲ定ムルコト



- イ 各地鹽ノ種類品質ヲ調査スルコト
  - ロ 鹽ノ等級ヲ適當ニ定ムルコト
  - ハ 各等級ニ對スル標準ヲ定ムルコト
  - ニ 等級鑑定ノ簡便法ヲ定ムルコト
- 七 賠償金額ヲ定ムルコト
- イ 各地ニ於ケル鹽ノ生産費ヲ調査スルコト(月別ニ調査スルコト)
  - ロ 鹽製造ノ損益計算ヲ爲スコト
  - ハ 各地ニ於ケル鹽ノ卸賣及小賣價格ヲ調査スルコト(相當年間月別ニ調査スルコト)
  - ニ 天候ト生産費及價格トノ關係ヲ調査スルコト
  - ホ 賠償金ヲ異ニスヘキ區劃ヲ定ムルコト
  - ヘ 各季節ニ於ケル各等級ノ賠償金ヲ定ムルコト
- 八 鹽ノ貯藏ニ關スル調査ヲ爲スコト
- イ 適當ナル貯藏法ヲ考案スルコト
  - ロ 鹽ヲ貯藏スルニ付區別スヘキモノヲ調査スルコト
  - ハ 貯藏中ノ減量ヲ調査スルコト
- 九 鹽ノ包裝方法ヲ調査スルコト
- イ 従來行ハレタルモノヲ調査スルコト
  - ロ 專賣局ニ於テ用ユヘキ包裝ヲ定ムルコト
  - ハ 包裝費ヲ調査スルコト
- 十 賣渡代價ヲ定ムルコト

- イ 賣渡代價ヲ異ニスヘキ區劃ヲ定ムルコト
- ロ 各季節ニ於ケル各等級ノ賣渡代金ヲ定ムルコト
- ハ 特別代價ヲ以テ賣渡スヘキ鹽ノ代價ヲ定ムルコト
- 十一 外國輸出鹽ニ關スル調査ヲ爲スコト
  - イ 輸出セラルル地方及其ノ數量ヲ調査スルコト
  - ロ 輸出ニ從事スル者ヲ調査スルコト
  - ハ 輸出鹽賣渡手續ヲ定ムルコト
- 十二 法定ノ用途ニ供スル鹽ニ關スル調査ヲ爲スコト
  - イ 法定ノ用途ニ供スル者及其ノ數量ヲ調査スルコト
  - ロ 法定ノ用途ニ供スル鹽ノ賣渡手續ヲ定ムルコト
- 十三 鹽取引所ニ於ケル鹽賣買約定高ヲ調査スルコト
- 十四 地方ニ分ケ鹽賣買業者卸賣小賣ヲ區別スノ人員ヲ調査スルコト
- 十五 鹽賣買ノ慣例ヲ調査スルコト
  - イ 從來ノ慣例ヲ調査スルコト
  - ロ 專賣カ如何ナル程度ニ於テ從來ノ慣例ヲ變更スルヤヲ調査スルコト
  - ハ 專賣ノ爲メニ鹽ノ取引上ニ如何ナル變化ヲ及ホスヘキヤヲ調査スルコト
  - ニ 各地產鹽ノ仕向先ヲ調査スルコト
- 十六 外國鹽輸入ニ關スル調査ヲ爲スコト
  - イ 輸入元ノ國名及其ノ數量ヲ調査スルコト
  - ロ 輸入ニ從事スル者ヲ調査スルコト

- ハ 輸入鹽使用者又ハ使用用途ヲ調査スルコト
- ニ 外國鹽ノ輸入手續ヲ定ムルコト
- 十七 臺灣鹽輸入ニ關スル調査ヲ爲スコト
- イ 臺灣鹽ノ輸入數量ヲ調査スルコト
- ロ 臺灣鹽使用者又ハ使用ノ用途ヲ調査スルコト
- ハ 臺灣鹽輸入手續ヲ定ムルコト
- 十八 專賣局支局出張所ニ備付クヘキ備品ヲ調査スルコト
- 十九 專賣機關ノ官制ヲ定ムルコト
- 二十 專賣ノ經費豫算ヲ調製スルコト
- 二十一 專賣ノ收支計算ヲ爲スコト
- 二十二 備付クヘキ帳簿ヲ調査シ其ノ様式ヲ定ムルコト
- 二十三 專賣法及施行規則ヲ起草スルコト
- 二十四 鹽ニ關スル諸統計ヲ調製スルコト
- 二十五 外國ニ於ケル鹽專賣法規ヲ翻譯スルコト
- 二十六 各産鹽地方ノ略圖ヲ作製スルコト

## 第二節 專賣法ノ公布

### 第一款 鹽專賣計畫ニ對スル當業者ノ動靜

是ヨリ先政府カ專賣施行ノ準備ヲ急クヤ斯業關係者ハ其ノ利害ニ應シ起テ贊否ヲ唱ヘ或ハ課稅ヲ可トシ或ハ專賣ヲ可トシ政府ニ建議スルアリ輿論ニ訴フルアリテ運動漸ク盛ナルニ至レリ